
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策基本方針

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

平成29年3月改訂
宮城県

平成24年1月：策定

平成29年3月：改訂

目 次

はじめに	1 頁
第 1 章 基本方針の位置づけ	3 頁
第 2 章 目標及び基本的視点	4 頁
第 3 章 個別取組	
第 1 放射線・放射能の監視・測定	7 頁
第 2 汚染・風評被害への十分な対応	10 頁
第 3 汚染物・廃棄物の速やかな処理	12 頁
第 4 損害への対応	13 頁
第 5 正しい知識の普及・啓発	14 頁
〔参考〕「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト」と「毎時 0. 2 3 マイクロシーベルト」 の関係	15 頁

はじめに

県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの早期の復旧・復興を実現するため、平成23年10月に「宮城県震災復興計画」を策定し、その緊急重点事項の一つとして「原子力災害等への対応」を位置付け、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対する総合的な対応を図るため、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、基本的視点や県が取り組む基本的な方向性等を定め、県民の皆様にお示ししました。「基本方針」では、『震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～』を目標に掲げ、以下の3つの「基本的視点」に立って、総合的な取組を行うこととしました。

○基本的視点1：

不安解消のための徹底した対応 ～県民の目線に立った対応～

○基本的視点2：

徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

○基本的視点3：

県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

「基本方針」（平成24年1月策定）

なお、上記の目標については、基本方針の策定から5年以内に達成することを目指すとしており、この目標を実現するため、汚染状況重点調査地域に指定された8市町を中心に、これまで関係機関が一丸となって除染等の放射線量低減化対策に取り組んでまいりました。

具体的には、県内全市町村に設置されたモニタリングポスト（連続測定器）や県内の学校等の子どもの生活環境など、各地点でのきめ細かな測定により、経時的に空間放射線量が低減していることを確認するとともに、農林水産物、住民が持ち込む食品、海水などの放射性物質濃度の測定を実施してまいりました。なお、食品においては、現在もその一部で基準を超過するものがありますが、国による出荷制限指示や県による出荷自粛要請がなされるなど、測定結果に応じた適切な措置がなされています。さらには、「放射能情報サイトみやぎ」をはじめ、県政だよりや各種パンフレットの配布、各種セミナー等の開催を通じて、県民の皆様に対し正確な情報を迅速に発信すること等に努めてまいりました。

その結果、平成29年3月末までに汚染状況重点調査地域に指定されている8市町の除染措置が概ね完了し、新たな除染の必要がないこと、また、その他の市町村からもマイクロホットスポットの報告がないこと等から、生活環境においては、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を下回っているものと捉えています。

以上のことから、県としては、基本方針の目標に掲げた「年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」につきましては、概ね達成されたものと考えており、この認識について

〔はじめに〕

は、平成29年1月6日に県が設置する「宮城県環境審議会放射能対策専門委員会」に報告し、同様の意見をいただいております。

その一方で、放射性物質に汚染された廃棄物や除去土壌等の処理が進んでいないなど、放射線・放射能対策としては依然として様々な課題が残っており、引き続き原発事故被害対策に全力で取り組んでいく必要があることから、平成24年1月に策定した基本方針の改訂を行うこととしました。

今後は、新たな基本方針に基づき、引き続き事故被害対策が円滑に推進されるようしっかりと対応してまいります。

第1章 基本方針の位置づけ

この基本方針は、原発事故による被害等に対する総合的な対応を図るため、その基本的視点や県が取り組む基本的な方向性等を定め、県民の皆様にお示しするものです。

今回の原発事故は、一義的には国と東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東京電力」という。)が責任を持って対応していくべきものですが、県民生活に与える不安と負担の大きさに鑑み、県が率先して基本方針を定めたものです。

この基本方針に基づいて、放射性物質汚染対策の具体の取組と事業をまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」(以下「実施計画」という。)を平成24年3月に策定しました。

なお、実施計画は、平成23年度から25年度までの3年間を「第1期」、平成26年度から28年度までの3年間を「第2期」と位置付け、これまで計画に掲げる事業・取組を推進してまいりましたが、基本方針の改訂に合わせて、平成29年度から32年度までの4年間を計画期間とする「第3期」の計画を新たに策定してまいります。

なお、基本方針・実施計画ともに、今後も適時・適切に見直しを図ってまいります。

第2章 目標及び基本的視点

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び巨大津波によって、東京電力福島第一原子力発電所は電源喪失による炉心溶融を起こし、その結果、大量の放射性物質を拡散させることとなりました。事故発生から6年が経過した現在も、廃炉に向けた作業が続けられる一方で、未だに福島第一原発周辺の住民は避難を余儀なくされている状況です。

宮城県では、原発事故以降、空間放射線量率を毎日測定しているほか、水道水や原乳、農林水産物、野生鳥獣、上水道・工業用水の原水、下水汚泥などの放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

このほか、原発事故発生から6年が経過した後も、放射性物質による被害や風評被害などの相談が寄せられており、県では、国の方針等に従い、それぞれの取組を進めている状況です。

また、県としては、「実施計画（第2期）」事業評価からも、今後も原発事故対策を継続する必要があると考えている一方、県内の空間放射線量率が経時的に低減してきた状況などから、当初目標としていた『年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり』は概ね達成されたものと捉え、基本方針の目標及び基本的視点を見直しすることとしました。

今後は、『震災以前の安全・安心なみやぎの再生』を目標に、次の基本的視点に立って、総合的な取組を行うこととしました。

基本的視点1：きめ細かなモニタリングの継続

- 総合的・計画的に空間放射線量率や放射性物質濃度の監視・測定を継続し、その結果を迅速に公表します。
- 住民が持ち込んだ自然から採取した山菜や家庭菜園の農林水産物などの測定を行う市町村を支援します。

基本的視点2：汚染、風評被害、損害への十分な対応

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう市町村等を支援します。
- 8,000Bq/kgを超過する指定廃棄物については、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力します。
- 除去土壌や除染廃棄物の処理については、国の方針に基づき適正な処理が行われるよう市町村を支援します。
- 県産農林水産物や観光業などの信頼回復や消費拡大のため、各種メディアや広報誌等を利用して安全性や魅力等に関する情報を積極的に発信します。
- 原発事故により被害を受けた方に対して、損害賠償についての説明会等を開催するとともに、経営不振に陥った事業者に対し、事業継続に必要な金融・経営支援や技術支援などを行います。

基本的視点3：放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

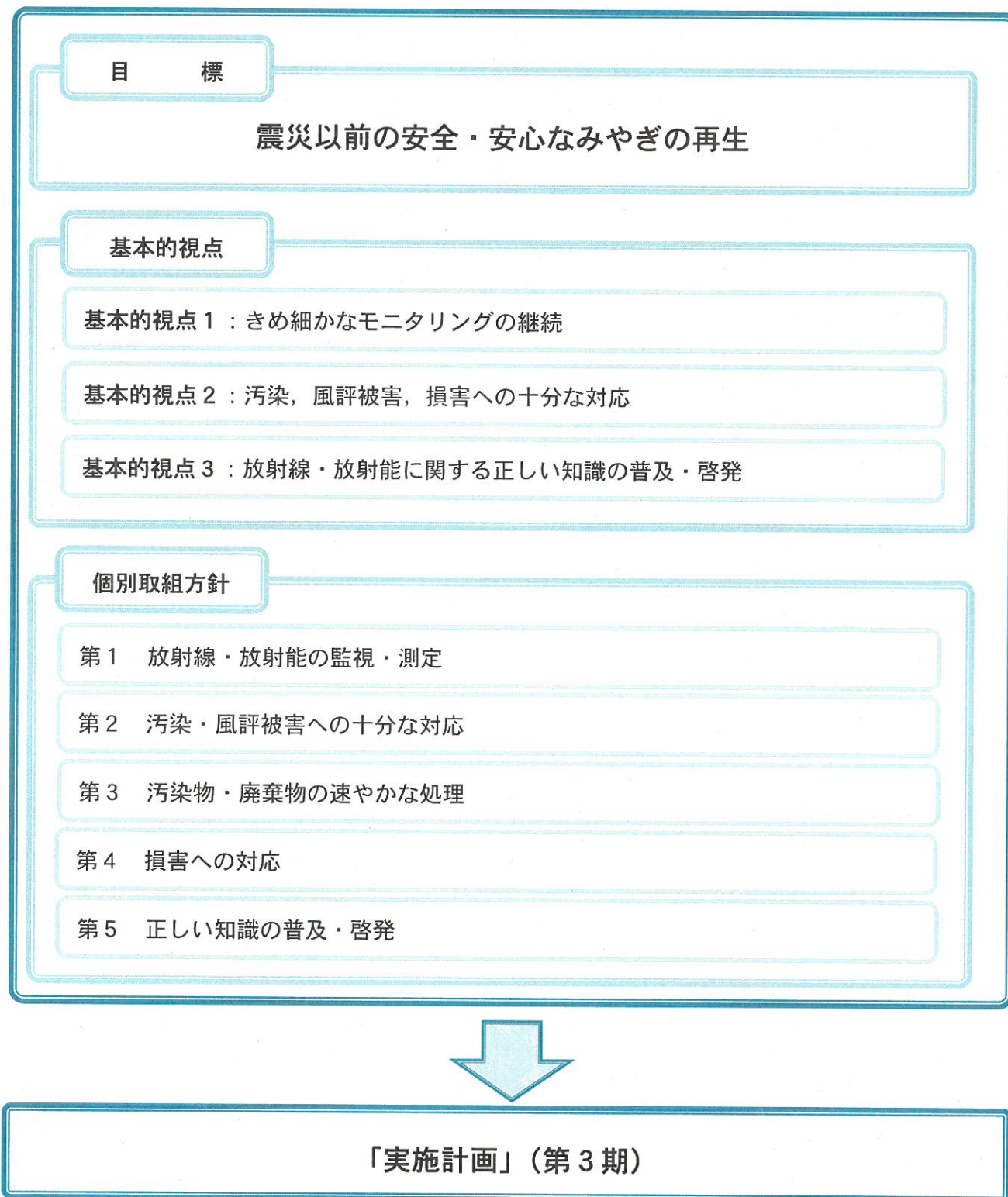
- 放射線・放射能に関する知識などを、県民一人ひとりが正確かつ分かりやすく理解できるよう、セミナーや出前講座を実施するほか、様々な機会を捉えて、正しい知識の普及・啓発を図ります。

これらの基本的視点に立って目標を達成するため、県ではこれまで基本方針に掲げていた7項目の個別取組を5項目に再整理するとともに、その相互連携を図りながら、総合的な取組として展開してまいります。

また、平成23年9月12日に市町村や事業者・消費者等の団体、有識者等と共に設立した「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下「県民会議」という。）での活動を通じて、これまでと同様に県民の皆様と力を合わせながら、事故被害対策に全力で取り組んでまいります。

なお、この基本方針は、事故被害対策に宮城県が主体的に取り組むためのものではありませんが、事業者と国が原発事故による被害対策に全責任を持って万全を期するよう、引き続き、強く求めてまいります。

【基本方針の概念図】



第3章 個別取組

第1 放射線・放射能の監視・測定

現 状

県内の空間放射線量率は、原発事故直後から市町村役場や公民館などで測定を継続しており、また学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等についても実施しています。

これまで、県内の各モニタリングポスト等を活用し、市町村や学校の校庭等の生活環境において空間放射線量率の測定を行い、空間放射線量率が経時的に低減していることを確認しており、平成29年3月現在で、毎時0.23マイクロシーベルトを超過している箇所はありません。

放射性物質濃度については、定期的に水道水、農林水産物、原乳等の放射性物質検査を実施し、その他、海水、牧草、学校プール水、浄水発生土、下水汚泥などの測定をしています。

その結果、農林水産物では、山菜やキノコなど自然環境で採取・捕獲された一部の林産物などで、国による出荷制限、県による出荷自粛要請が継続している品目があります（平成29年3月現在）。

なお、県内各地の空間放射線量率や食品等の放射性物質濃度の測定結果については、平成23年9月に開設した「放射能情報サイトみやぎ」で迅速に公表しています。

〔参考〕

食品中の放射性物質については、平成23年3月17日に「暫定規制値」が設定され、その後、平成24年4月1日から食品衛生法で「基準値」が定められました。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

※ 放射性ストロンチウムを含めて暫定規制値を設定

放射性セシウムの基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※ 放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて設定

課 題

空間放射線量率のモニタリングについては、目に見えない放射線等の不安を払拭するために、今後も継続的に測定を行うとともにその結果を迅速に公表することが重要です。

放射性物質の影響については、農林水産物などの食品はもとより、海水や下水汚泥などの様々な測定を実施し、その結果を定期的に公表することが必要です。

県民は、空間放射線量率や放射性物質濃度の監視・測定については、きめ細かな対応を求めており、引き続き空間放射線量や放射性物質のモニタリングにしっかりと取り組んで行く必要があります。

個別取組方針

1 放射線量率のモニタリング

県内全域の空間放射線量率の推移変化を常時把握するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな測定を実施するため、県内各市町村に配備したモニタリングポスト（連続測定器）の正確なデータを迅速に提供します。

学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等や敷地内の空間放射線量率を測定するなど各種モニタリングを継続して実施します。

なお、これらの測定を行うにあたっては、国や市町村と連携を密にしながら実施します。

また、県内企業が自社の製品に関する放射線量率を測定することを取引先から求められることもあるため、県内の工業製品等の放射線量率を測定する技術支援を実施します。

2 放射性物質濃度のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物及びその環境

水道水や県内で生産される農林水産物・関連加工品など、食品の放射性物質濃度の測定を行い、その結果を「放射能情報サイトみやぎ」などを通じて速やかに公表します。

その他、食用に供する主要な野生鳥獣等についても、放射性物質濃度の検査を実施します。

県民自らが家庭菜園等や自然から採取した農林水産物等の安全性を確認できるよう、放射性物質濃度の測定について市町村を支援します。

学校給食に使用される食材は、一般に流通しているものを使用しているため安全性が確保されているものと考えていますが、県民の不安を払拭するため、市町村と連携しながらモニタリングを継続します。

食品衛生法上の基準値を超えない安全・安心な農林水産物の生産を確保するために、その生産基盤である土壌のほか、牧草、きのこ原木等の放射性物質濃度の測定を継続的に実施します。

(2) その他

県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を測定します。

工業用水の安全性を確保するとともに、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うための放射性物質濃度を測定します。

県民、特に子どもの健康を考慮し、学校や保育所等が保有するプールの水等、県民が利用する施設の放射性物質濃度の測定を必要に応じて行います。

環境中に放出された放射性物質濃度の状況を把握するために環境省が実施する地下水及び公共用水域等（河川・湖沼・海域等）のモニタリングにおいて、適切な地点の選定について、市町村等と連携して働きかけていきます。

この他にも、必要に応じて、県民の不安解消に向けて、きめ細かな測定を行い、その結果を速やかに公表します。

第2 汚染・風評被害への十分な対応

現 状

現在、航空機モニタリングなどにおいて、県内放射線量率の経時的な低減が確認されています。また、県内の市町村役場に設置されたモニタリングポスト及び市町村による学校の校庭等で測定された空間放射線量率が、毎時0.23マイクロシーベルトを超過している箇所がないことを確認しています。

しかしながら、一部の農林水産物では食品衛生法上の基準値を超過し、出荷制限・出荷自粛が継続しているものがあります。

また、農林水産物や観光業などで風評被害が継続しています。

このような状況の中、県では、風評被害を払拭するため、各種キャンペーンやイベントを実施し、各種メディアや広報紙等を通じて県の安全性や魅力などを国内外に積極的に発信してきました。

また、出荷制限を解除するため、林産物の「生産工程管理」を示すなど、放射性物質低減化のための助言や指導などを行ってきました。

課 題

原発事故による風評被害の払拭を目的に、信頼回復や消費拡大に向けたイベントやキャンペーンを実施することで、県内外の消費者や輸出国に対し、県内で生産された農林水産物や工業製品、観光地としての宮城県の魅力や安全性を引き続きPRしていく必要があります。

また、風評被害などにより経営不振に陥った事業者に対して、事業継続に必要な金融・経営支援や技術支援が求められています。

個別取組方針

1 金融・経営支援など

風評被害により業績が悪化した中小企業者等に対し、事業継続に向けた総合的な金融支援を講じます。

また、出荷制限やこれに伴う風評被害を受けた農林水産業については、経営支援のほか、農地やほだ木などの農林畜産物生産のための基盤の復元等、生産活動・事業活動の再開に向けた取組を支援します。

輸出関連では、海外でのPR活動のための経費の助成を行うほか、取引継続のための海外での商談や放射性物質の測定に要する費用についても支援します。

また、風評被害を払拭に向け、農林水産物や観光業などの安全性や魅力などを各種メディアや広報紙等を利用して情報を積極的に発信するとともに、信頼回復や消費拡大に向けたイベントやキャンペーンを実施します。

2 技術支援など

安全・安心な農林水産物の生産体制を確保するために、生産物や土壌、生産用資材の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培等に関する助言や指導等の技術支援を行います。

第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

現 状

原発事故により発生した放射性物質で汚染された農林業系廃棄物のうち、 $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下のものは、通常的一般廃棄物として処理することとされていますが、既存の一般廃棄物処理施設の処理能力の問題や安全性に関する住民理解の困難さなどから、思うように処理が進んでいないため、未だにその多くが一時保管場所や農家で保管されているのが現状です。

また、 $8,000\text{ Bq/kg}$ を超過した指定廃棄物については、国が処理することとされていますが、処理の見通しは立っていません。

さらに、 $8,000\text{ Bq/kg}$ を超過しているものの指定廃棄物とはなっていない廃棄物もあり、これらも一時保管場所や農家で保管されたままとなっています。

課 題

一般廃棄物である $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下の農林業系廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう、今後も引き続き市町村等への支援を継続していく必要があります。

また、指定廃棄物についても、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力していく必要があります。

個別取組方針

一般廃棄物である $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下の農林業系廃棄物については、農林水産部局と環境部局が連携し、放射性物質濃度に応じた適切な処理の方法や国の補助制度についての助言、放射性物質濃度の測定や処理計画の策定及び住民説明会等への積極的な支援に努めることにより、今後も引き続き市町村等を支援していきます。

指定廃棄物については、国・市町村と協議する場の設定や住民理解の促進に向けた協力等により、指定廃棄物の処理の促進に向けて、市町村とともに協力していきます。

また、汚染状況重点調査地域指定市町の除染で生じた除去土壌等について、市町村等と国からの情報などを相互に共有し、協議しながら適切な処理の促進を図っていきます。

第4 損害への対応

現 状

平成23年8月、原子力損害賠償紛争審査会が、原発事故の被害者と東京電力との損害賠償請求に関する円滑な話し合いと合意形成を促すために「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）」を示しました。その後、平成25年1月30日、「中間指針（第三次追補）」で、宮城県の農林漁業・食品産業の風評被害が追加され、損害賠償の対象となる範囲が拡大されました。

県では、県内の生産者や事業者、県民個人の東京電力への損害賠償請求が円滑かつ実効的に進むよう、損害賠償についての説明会や個別無料相談会を開催しながら、きめ細かな支援を行っています。

課 題

「中間指針（第三次追補）」により、宮城県の農林漁業・食品産業の風評被害が追加され、損害賠償の対象となる範囲が拡大されました。

県内のJAグループでは宮城県農業協同組合中央会が中心となって損害賠償請求に係る協議会を設置し、手続きの効率化を図りながら東京電力に対して組織的な対応を行っています。

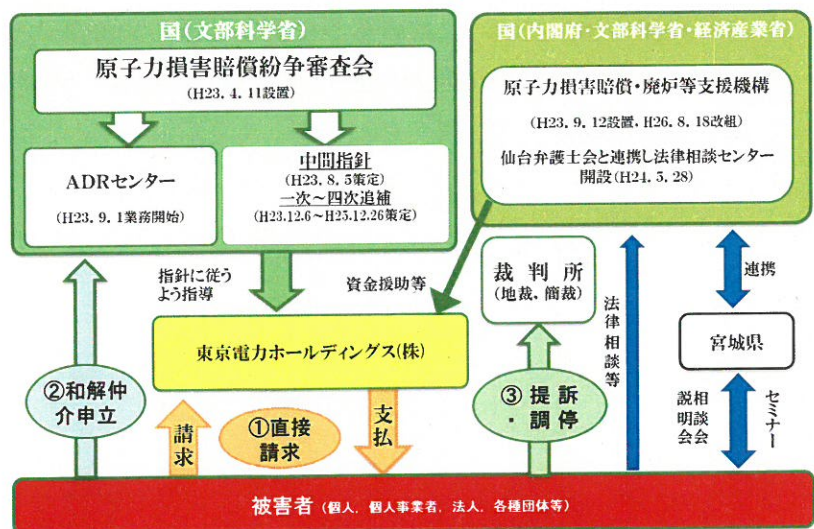
しかし、一般の県民や事業者にとっては、中間指針の内容は抽象的である上に、直面する被害が、原子力損害として賠償請求の対象となるかどうかを判断することも難しく、損害に見合う適切な賠償を受けるためには、専門的な知識をはじめ様々な情報が必要となる場合があります。

個別取組方針

原発事故により被害を被った県民や事業者を対象に、損害賠償請求に係る制度の概要などの様々な情報を提供する説明会を開催するとともに、仙台弁護士会の協力を得ながら個別相談会を開催します。

また、原発事故に対して、県、市町村、関係団体などが連携を図りながら、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、「県民会議」を引き続き開催します。

右図 原子力損害賠償（概要）



第5 正しい知識の普及・啓発

現 状

原発事故後、放射線等及びその影響に関する様々な情報がテレビやインターネット等により氾濫しました。目に見えない放射線等に関しては、今まで一般的な知識として普及していなかったことなどから、県民は様々な不安を感じるようになりました。

原発事故から6年が経過し、放射線・放射能による影響も落ち着いてきているものの、依然として、一部の農林水産物で食品衛生法上の基準値を超過し、出荷制限・出荷自粛が継続されている品目もあります。

県では、事故後から県内の空間放射線量率や食品の放射性物質濃度などについて測定結果を「放射能情報サイトみやぎ」などを通じて公表し、広く情報提供を行ってきました。

また、放射線・放射能への不安解消のため、「放射線・放射能に関するセミナー」の開催や各種広報媒体を活用した正しい知識の普及・啓発に努めてきました。

さらに、県ホームページや広報誌などを通じて「放射線・放射能に関する相談窓口」（原子力安全対策課内に設置）について広報しており、県内はもとより県外の方からの疑問・質問や相談等にも対応しています。

課 題

県民の様々な不安を解消するためには、今後も、様々な機会をとらえながら正しい知識の普及・啓発を継続する必要があります。

個別取組方針

宮城県内の放射線等に関する情報を一元化したポータルサイト放射能情報サイトみやぎなど県の各種広報媒体の活用や報道機関との連携により、放射線等の測定結果及び検査に関する正確な情報並びに風評の払拭に向けた取組などを県民に対して迅速に提供します。

また、放射線・放射能に関するセミナーや出前講座の開催、広報紙やパンフレット等の各種広報媒体の活用により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。さらには、放射線等に関する総合的な相談窓口等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。

〔参考〕「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト」と「毎時0.23マイクロシーベルト」の関係

■「除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素」

(平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第一回合同検討会の参考資料2) より

1. 除染特別地域の指定の要件

除染特別地域の指定の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とする。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件 (第32条第1項)

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上を指定要件の基準とし、これを空間線量率に換算した場合に、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域に指定する。

<理由・考え方>

①指定要件の数値

実際には、調査測定の結果は通常1時間値として得られることを踏まえ、年間1ミリシーベルトに相当する1時間値である毎時0.23マイクロシーベルトを指定要件とする(換算方法は別添2参照)。

なお、汚染状況重点調査地域の指定にあたっては、その地域の平均的な空間線量率に基づき判断することとする。

②指定要件に適合するか否かの判断に使用する調査結果

(以下、省略)

■別添2「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」

(平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第一回合同検討会の資料) より

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率(航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる)に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。
- ※ 大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成23年8月26日））であり、これを一時間당りに換算（24時間×365日で割る）した数値
- ② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間당りに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）
- ※ 毎時0.19マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日
=年間1ミリシーベルト
- ③ 航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、
 $0.19 + 0.04 = \text{毎時} 0.23 \text{ マイクロシーベルト}$
が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。
- ※ 通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない
- ※ 航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている

平成29年3月

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL: 022-211-2340

FAX: 022-211-2695



宮 城 県